

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第36号

伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第37号

伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第38号

伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改める。

0」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第39号

伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 伊勢崎市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。